

## 第二十六回

## 参議院商工委員会議録第二十八号

昭和三十二年五月七日(火曜日)午前十一時三十九分開会

## 委員の異動

本日委員小西英雄君辞任につき、その補欠として紅露みつ君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

## 理事

古池 信三君

西川弥平治君

阿貝根 登君

近藤 信一君

青柳 秀夫君

小幡 治和君

後藤 義隆君

白井 勇君

高橋進太郎君

三浦 義男君

相馬 助治君

加藤 正人君

豊田 雅孝君

島 清君

大竹平八郎君

永井勝次郎君

秋田 大助君

水田三喜男君

通商産業大臣 松尾 金藏君

通商産業大臣 政務次官

臣官房長官

## ○輸出入取引法の一部を改正する法律案(内閣提出)

事務局側  
通商産業省  
松尾泰二郎君  
常任委員  
神戸貿易協議  
会副会長  
日本中小企業  
国際貿易協議  
会副会長  
社取締役社長  
財團法人日本  
貿易館理事長  
園原光太郎君  
上村甚四郎君  
近藤 信一君  
勇君

## 参考人

小川橋貞壽君  
日本雑貨輸出  
組合副理事長  
安田 虎光君

## 参考人

神戸貿易協議  
理事長

日本中小企業  
国際貿易協議  
会副会長

上村甚四郎君

近藤 信一君

勇君

園原光太郎君

勇君

上村甚四郎君

勇君

近藤 信一君

勇君

上村甚四郎君

勇君

○理事(近藤信一君) それではこれより本日の議事に入ります。  
○中小企業団体法案、その他本日この会議に付した案件  
○中小企業團体法案(内閣送付、予備審査)  
○中小企業團体法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(内閣送付、予備審査)  
○中小企業組織法案(内閣送付、予備審査)  
○中小企業の産業分野の確保に関する法律案(内閣送付、予備審査)  
○中小企业組織法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案(内閣送付、予備審査)  
○合規ゴム製造事業特別措置法案(内閣送付、予備審査)  
○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律案(内閣送付、予備審査)  
○商業調整法案(内閣送付、予備審査)  
○成ゴム製造事業特別措置法案(内閣送付、予備審査)  
○輸出入取引法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○理事(近藤信一君) これより委員会を開会いたします。  
本日委員長御所用のため、その委託によりまして私が委員長の職務を行います。  
まず、委員の異動について御報告いたします。本日付にて小西英雄君が委員を辞任され、補欠として紅露みつ君が委員を選任されました。  
りまして、それぞれ、前者は共同経済事業による経営の合理化を、また後者は調整事業による経営の安定を目的として運用してきたのであります。この二つの制度は、中小企業の経済的地位の維持向上のために、きわめて大きな役割を果してきましたのであります。その意義はすこぶる大なるものがあるのです。  
しかししながら今日なお、我が国の中小企業の多くは、その資本力の弱少、業者相互間における過度の競争等により、依然として経営の不振と不安定に悩んでいます。いままで付託されました法律案のうち、いまだ提案理由の説明を聴取していない法律案について、順次その提案理由の説明を聴取いたします。  
まず、内閣提出にかかる中小企業団体法案及び中小企業団体法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(内閣送付、予備審査)について御説明を願います。  
○國務大臣(水田三喜男君) 中小企業団体法案についてその趣旨を御説明いたします。  
政府といたしましては、中小企業問題の重要性にかんがみまして、かねてから各般の施策を講じてその解決に努力いたして参ったのであります。御承知のように基本的な施策として中小企業の組織の経営の合理化、競争力の強化等をはかることを、その基本的対策の一としで推進してきましたのであります。御承知の通り、中小企業の組織に関する制度といたしましては、中小企業等協同組合による調整組合との二つがあるのであ

りまして、それぞれ、前者は共同経済事業による経営の合理化を、また後者は調整事業による経営の安定を目的として運用してきたのであります。この二つの制度は、中小企業の経済的地位の維持向上のために、きわめて大きな役割を果してきましたのであります。その意義はすこぶる大なるものがあるのです。  
りまして、それぞれ、前者は共同経済事業による経営の合理化を、また後者は調整事業による経営の安定を目的として運用してきたのであります。この二つの制度は、中小企業の経済的地位の維持向上のために、きわめて大きな役割を果してきましたのであります。その意義はすこぶる大なるものがあるのです。  
第三に、組合がその調整事業に際して組合外の者と交渉を行うときは、その相手方は、誠意をもってこれに応じなければならぬこととし、特に必要がある場合には、その交渉が円満に終結するよう、政府において特に設ける調停審議会の意見を聞き、適切な勧告ができるようになります。御承知の通り、中小企業の組織に関する基本法として本法律を制定する必要があるとの結論に到達した次第であります。  
本法律案の概要について申し上げますと、第一に、現行の調整組合制度を廢止して、新たに調整組合制度と共同経済事業による調整組合との二つがあるのであ

い、調整事業が一そろ効果的に運営される必要がありますので、組合がこの趣旨によりまして、取引関係または競争関係にある組合員外のものと交渉をする場合には、その話し合いが円滑に行われるよう、政府としても善処する必要があるからであります。

第四に、組合の調整事業が、員外者の事業活動のため効果を上げることができず、ために業界の安定に重大な悪影響があり、国民経済上もこれを放置することができない事態に立ち至りましたときは、政府は、その業界におけるすべての中小企業者を組合に加入せしめ、また、組合員たる資格を有するすべての者との事業活動を規制する命令を出すことができるようになります。いわゆる員外者の行為を規制する必要がある場合、まず中小企業界が完全に團結すれば、不況事態の克服が可能と思われるときは、中小企業のすべてを組合に加入させて自主的調整に参加させるようにし、その他の場合におきましては、現行中小企業安定法におけるがごとき員外者規制命令を発する必要があるからであります。

第五に、共同経済事業を通じて、中小企業者の経営の合理化をはかるための組織である協同組合の制度につきましては、この制度が実施以来相当の年月を経て、最近ますますその基礎をかため、制度運営の効果もはなはだ大なるものがあるのであります。中小企業者の組織化による経済的地位の向上のまま取り入れ、協同組合の組織運営等につきましては、従来の中小企業等協同組合の定めるところによることと

した次第であります。もちろん、過去の実施の経験にかんがみ、所要の改善もとに規定することにより、従来の中小企業等協同組合法と中小企業安定法との二本建の法律による組合の設立、管理等に関する煩を避けるとともに、中小企業者がその希望するところに従い、実態に応じていすれの制度を選択し得るようにして、同時に、両制度相互の移行についても、できる限りこれを容易に行い得るように規定する等、中小企業者が一つの法律制度のもとに、みずから経営の安定と合理化のための事業を、最も合理的かつ効果的に遂行することができるよう措置しようとすることになります。

以上が中小企業団体法案の趣旨であります。何とぞ慎重御審議の上御賛同下さらむことをお願いいたします。

次に、中小企業団体法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案についての趣旨を御説明申し上げます。

政府いたしましては、さきに中小企業団体法案を国会に提出いたしましたが、その施行に伴いまして、関係法律を改正する必要がござりますので、本法律案を出した次第であります。

本法律案のおもな内容は、第一に、商工組合連合会を加え、また、中小企業金融公庫法を改正して、新たに、その融資の対象として、中小企業団体法案によって新しく設けられる商工組合及び商工組合連合会を加えます。

用保険法を改正して、商工組合及び商工組合連合会も信用保険の対象となり

うこととした。第二に、税制関係におきまして、商工組合及び商工組合連合会を従来の中小企業等協同組合法による事業協同組合と同様に取扱うこととし、国税について、商工組合との二つの制度を一つの法律のものと規定することにより、従来の中小企業等協同組合法と中小企業安定法との二本建の法律による組合の設立、管理等に関する煩を避けるとともに、中小企業者がその希望するところに従い、実態に応じていすれの制度を選択し得るようにして、同時に、両制度相互の移行についても、できる限りこれを容易に行い得るように規定する等の措置を講ずることといたしました。

以上のほか、中小企業団体法の施行に伴い、関係諸法律に所要の改正を行なっております。中小企業団体法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案のおもな内容はおおむね以下の通りであります。何とぞ慎重御審議の上御可決下さいますようお願いいたします。

○理事(近藤信一君) 次に、水谷長三郎君外二十三名提出にかかる中小企業組織法案、中小企業の産業分野の確保に関する法律案、商業調整法案、中小企業組織法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案、以上四案につきまして、発議者衆議院議員水谷長三郎君から御説明を願います。

○衆議院議員(永井勝次郎君) 私は日本社会党提出、中小企業組織法案、中小企業の産業分野の確保に関する法律案、商業調整法案、中小企業組織法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案につきまして、発議者衆議院議員永井勝次郎君から御説明を願います。

今日中小企業の悩みは、過度の競争、原料高の製品安、金融難、税金高、施設の不備、技術の後進性、外資導入のこととなり、遂には零細業者が強権によつて整理される結果に陥ることは明らかに予見されるところであります。消費者の利益が守られないことも、言ふべきではありません。そこで、わが党は、ここに提出しました三法案を三位一体の

中小企業へのしわ寄せが、その大きな原因であることは、もはや明白な事実となつてゐるであります。

経済企画庁の昭和三十一年六月現在で、資本金一千万円以上の大企業二千四百六十社、一千万円以下の中小企業法人十八万二千六百社を調査した結果組合法による事業協同組合と同様に取扱うこととし、国税について、商工組合及び商工組合連合会に法人税法上の特例法人扱いを認め、また地方税につきましても、商工組合及び商工組合連合会の特定の施設に対する固定資産税並びに不動産取得税を免除する等の措置を講ずることといたしました。

以上のほか、中小企業団体法の施行に伴い、関係諸法律に所要の改正を行なっております。中小企業団体法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案のおもな内容はおおむね以上の通りであります。何とぞ慎重御審議の上御可決下さいますようお願いいたします。

○理事(近藤信一君) 次に、水谷長三郎君外二十三名提出にかかる中小企業組織法案、中小企業の産業分野の確保に関する法律案、商業調整法案、中小企業組織法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案、以上四案につきまして、発議者衆議院議員水谷長三郎君から御説明を願います。

本法律案のおもな内容は、第一に、商工組合連合会を加え、また、中小企業金融公庫法を改正して、新たに、その融資の対象として、中小企業団体法案によつて新しく設けられる商工組合及び商工組合連合会を加えます。

用保険法を改正して、商工組合及び商工組合連合会も信用保険の対象となり

骨組みとし、統いて金融税制、その他産業経済関係立法十数件、行政措置四十数件を肉づけて提案を準備しておられます。わが党の中小企業対策は、国の産業経済全体の中で考え、法律だけではなく、所要の財政経済的裏づけを並行せしめ、その実効を期待せんとおります。

本法律案は現行の中小企業等協同組合について御説明申し上げます。たゞ存する次第であります。以下各法案について御説明を申し上げます。

第一は中小企業組織法案についてその大要を御説明申し上げます。

本法律案は現行の中小企業等協同組合に資するに必要な協同化の組織を促進強化せんとするにあります。そのためには特に国の義務として、中小企業の税制、金融はもとより経営、技術等々に、各般の振興助成策を積極的に行なはねばならぬ旨を規定いたしてあります。

本法律案の目的は、中小企業者がその経済的地位を高め、あるいは安定をはかり、もつて、国民経済の健全な発展に資するに必要な協同化の組織を促進強化せんとするにあります。そのためには特に国の義務として、中小企業の税制、金融はもとより経営、技術等々に、各般の振興助成策を積極的に行なはねばならぬ旨を規定いたしてあります。

本法律案では中小企業とは、常時使用する従業員の数が工業では三百人以下、商業またはサービス業では三十人以下で、かつ資本の総額が一千万円以下ものと定義したのであります。

組合の種類は、従来の事業協同組合、信用協同組合、企業組合、調整組合はそのままとし、ほかに新たに零細業者のための、勤労事業協同組合、火災共済協同組合、事業調整協同組合の三つの組合を加えることといたしました。このうち調整行為を行う組織に

ついては、現行中小企業安定法に基いてすでに設立されている調整組合は、そのまま認め、これから新たに設立しようとするものは、すべて事業調整協同組合とすることいたしてあります。

次に、各組合について御説明を申し上げます。事業協同組合、信用協同組合、企業組合は、おおむね現行の中小企業等協同組合法の規定に準することいたしておりますが、このうち、事業協同組合については、特に、団体交渉権、並びに団体協約権を付与することいたしました。

勤労事業協同組合は、特に零細事業者を対象とするものであります。従来の中小企業政策の盲点として、その政策の死角にとり残されていた零細業者を特に育成するための新しい協同組織であります。生活のためにみずから働く階層でありますから、資本性事業ではなくて、勤労性事業といふべく、企業といふよりは生業として区別されるべきとの考えるのであります。従業員十人以下、商業またはサービス業であつては、従業員一人以下の事業者をもつて組織し、社会政策を加味した立場から、金融上、税制上特別の措置を講ずることいたしております。わが党の特に苦心を払つておるところのものであります。

火災共済協同組合について申し上げます。わが国の損害保険事業は、農業共済、漁船保険等の一部を除いては、少數の営利会社に独占されており、その保険料率は、各社の協定によりはなはだしく高いため、損保普及率はわずかに二〇%内外といふ低さであり、一般中小企業者は容易に加入し得ない実情に置かれているのであります。よつ

て中小企業者の火災保険共済事業をこの組織によって行い、その足らざる点を補完とするものであります。本組合は出資の総額百万円以上、組合員一千人以上の参加によって設立され、共済金給付契約額は三百万円を限度とし、その連合会には、再保険事業を行わしめんとしているものであります。料率はずっと低くなります、余剰資金は組合員の共同資産として蓄積されるわけであります。これが普及により中小企業者が不時の災害に対し、みずから保険態勢を確立し得ることともなるかと存ずるのであります。

事業調整協同組合は、経済事業と調整事業とをあわせ行う協同組織で、これが本法案の中心となるべきものであります。従来の中小企業安定法に基づく調整組合は過度の競争もしくは不況に対する事後的救済対策としての価格協定が、本組合は過度の競争もしくは不況に対する事後的救済対策としての価格協定が全く存するのであります。

さらに、正当な主張に基く、適正な調整活動に対し、もしその組合の決定が全うされない場合、しかも大企業が加入しても中小企業者の自主性が阻害されない場合と競争に制限し、組合の運営を期しているのであります。

さらには、正当な主張に基く、適正な調整活動に対し、もしその組合の決定が全うされない場合、しかも大企業が加入しても中小企業者の自主性が阻害されない場合と競争に制限し、組合の運営を期しているのであります。

さらに、正当な主張に基く、適正な調整活動に対し、もしその組合の決定が全うされない場合、しかも大企業が加入しても中小企業者の自主性が阻害されない場合と競争に制限し、組合の運営を期しているのであります。

さらに、正当な主張に基く、適正な調整活動に対し、もしその組合の決定が全うされない場合、しかも大企業が加入しても中小企業者の自主性が阻害されない場合と競争に制限し、組合の運営を期しているのであります。

さらに、正当な主張に基く、適正な調整活動に対し、もしその組合の決定が全うされない場合、しかも大企業が加入しても中小企業者の自主性が阻害されない場合と競争に制限し、組合の運営を期しているのであります。

さらに、正当な主張に基く、適正な調整活動に対し、もしその組合の決定が全うされない場合、しかも大企業が加入しても中小企業者の自主性が阻害されない場合と競争に制限し、組合の運営を期しているのであります。

さらに、正当な主張に基く、適正な調整活動に対し、もしその組合の決定が全うされない場合、しかも大企業が加入しても中小企業者の自主性が阻害されない場合と競争に制限し、組合の運営を期しているのであります。

さらに、正当な主張に基く、適正な調整活動に対し、もしその組合の決定が全うされない場合、しかも大企業が加入しても中小企業者の自主性が阻害されない場合と競争に制限し、組合の運営を期しているのであります。

さらに、正当な主張に基く、適正な調整活動に対し、もしその組合の決定が全うされない場合、しかも大企業が加入しても中小企業者の自主性が阻害されない場合と競争に制限し、組合の運営を期しているのであります。

さらに、正当な主張に基く、適正な調整活動に対し、もしその組合の決定が全うされない場合、しかも大企業が加入しても中小企業者の自主性が阻害されない場合と競争に制限し、組合の運営を期しているのであります。

じておりますことは、前述の場合と同様であります。

次に、公設または私設の市場の設備拡張、新設等は当該行政の許可事項とし、一般小売業者の圧迫とならぬよう留意を払つております。消費生活協同組合等特別の法律に基いて小売業を営んでおる組合と一般小売業者との間に紛争が生じた場合は、その調整のため、行政庁は中央または地方に設けられた商業調整審議会の意見を聞いて、必要な勧告を行ひ得ることといたしております。

最近特に著しい百貨店の進出に対しては、いすれ現行百貨店法の不備を是正し所要の改正を行ひ所存であります。本法律が一般消費者に及ぼす影響を防ぐため大なるものがありますので、その運営の公正を期するため、中央地方に小売業者、製造業者、卸売業者、消費者、労働者、学識経験者等の代表者をもつて商業調整審議会を設け、主務大臣または都道府県知事の諮詢機関とする旨を規定しておる次第であります。

最後に、中小企業組織法の施行に伴って申し上げます。本法案は中小企業組織法の施行に伴つて不要となります。関係法律を整理しようとするものであります。

以上の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを願ひ申し上げる次第であります。

○理事(近藤信一君) 次に、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律案について御説明を願います。

原子力の開発が将来におけるエネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興をはかり、人類社会の福祉と国民生活の水準向上にきわめて重要な意義を有するものでありますことは、今さら論を待たないところであります。政府におきましてもその重要性にかんがみ、一昨年末原子力基本法が制定されまして以来、着々原子力研究開発態勢の整備に努めている次第であります。

わが国における最近の原子力開発の実施状況を見ますと、日本原子力研究所において第一号原子炉が近く運転に入るとともに、来年夏には第二号原子炉の建設を終る予定であり、国内ウラン鉱等の開発についても、地質調査所、原子燃料公社の全国的な探鉱とともに、それに基く民間の探鉱の進捗を見ておるところです。これに基く民間の探鉱の進捗を見ても、原子燃料公社において本年度中に原子炉の設置及び運転、原子炉内で使用された燃料の再処理並びに核燃料物質の使用を次のような方法によつて規制しようとするものであります。

第一に、事業等の主体につきましては、原子燃料公社が製鉄、加工の事業を行い、日本原子力研究所が原子炉の設置を当然行ひ得るほか、特に再処理の事業は原子燃料公社に集中的に行わなければなりません。そのため、その他の者は、製鉄の事業については指定、加工の事業、原子炉の設置及び核燃料物質の使用につきましては許可を受けなければなりません。また、特に製鉄、加工及び原子炉の設置については、原

子燃料委員会の意見を聞いた上、原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれがないと認めるときでなければ、指定及び許可をしないものとして原子力の開発利用の計画的な遂行を確保することとしております。

第二に、平和的利用の確保については、特にその必要性のある原子炉の設置及び核燃料物質の使用について、平和的目的以外に利用されるおそれがないものでなければ許可をしてはならないこととしております。

第三に、災害の防止については個々によりまして、原子力の利用を平和的目的に限り、官民の機関が行う研究、開発等を計画的、効率的に推進し、あわせて原子力の開発利用に伴う灾害を防止して公共の安全をはかることが必要であると考え、この法律案を提出いたしました次第でございます。

次に、この法律案の要旨を御説明申上げます。

この法律案は、核燃料物質の製鉄、原子炉に使用する燃料要素の加工、原

子炉の設置及び運転、原子炉内で使用された燃料の再処理並びに核燃料物質の使用を次のような方法によつて規制しようとするものであります。

第一に、核燃料物質の流通については、これが国際的にも流通を制限されている物質でありますので、流通の範囲を指定、許可等を受けた者に限定し

てその利用の効率化をはかつておりま

す。

最後に、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉は、さきに述べました通り、国際条約上は嚴重に規制され、ほとんど通常の商業的な取引の対象となつてない現状であり、従つてわが国外に輸出する場合は国際原子力機関から何らかの規制を受けるため、その条件を備えるだけの国内的な態勢を整えておくことが必要であることを考慮いたしまして、各事業者等の開発及び利用の計画的な遂行について記録を保持させ、報告徵収、立入検査等を行うことができるこ

とにいたしております。

わが国のゴム工業は、原料ゴム消費量において米、英、独に次いで世界第五位であり、将来もその発展が大いに期待されるのであります。その原料であるゴムはその全量を輸入に依存するのであります。

○理事(長谷川四郎君) 合成ゴム製造事業特別措置法案について御説明を願います。

第三に、御指定、許可を行ひ際に災害防止等に對し必要な規制を加えることによりまして、原子力の利用を平和の目的に限り、官民の機関が行う研究、開発等を計画的、効率的に推進し、あわせて原子力の開発利用に伴う灾害を防止して公共の安全をはかることが必要であると考え、この法律案を提出いたしました次第でございます。

次に、この法律案の要旨を御説明申上げます。

この法律案は、核燃料物質の製鉄、原子炉に使用する燃料要素の加工、原

子炉の設置及び運転、原子炉内で使用された燃料の再処理並びに核燃料物質の使用を次のような方法によつて規制しようとするものであります。

第一に、核燃料物質の流通について

は、これが国際的にも流通を制限されている物質でありますので、流通の範囲を指定、許可等を受けた者に限定し

てその利用の効率化をはかつておりま

す。

最後に、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉は、さきに述べました通り、国際条約上は嚴重に規制され、ほとんどの生産の増加がほとんど期待できないため、その需要増加の大部を合成ゴムの供給によつて充足しなければならない情勢であります。わが国におきましても、今後増大する原料ゴムの需要の充足をはかりますためには、相当多量の合成ゴムを確保しなければならないのですが、これを輸入によって確保することは、諸外国における合

成ゴムの生産が、いまだその需要をすら満たすに至つてない状況にありますため、とうて期待しがたいの

であります。また、合成ゴムの國產化を行ないますときは、原料ゴムの輸入に要する多額の外貨の節約に資するのみ

以上が、この法律案の提案の理由並びにその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

○理事(近藤信一君) 次に、合成ゴム製造事業特別措置法案について御説明を願います。

第三に、御指定、許可を行ひ際に災害防止等に對し必要な規制を加えることによりまして、原子力の利用を平和の目的に限り、官民の機関が行う研究、開発等を計画的、効率的に推進し、あわせて原子力の開発利用に伴う灾害を防止して公共の安全をはかることが必要であると考え、この法律案を提出いたしました次第でございます。

次に、この法律案の要旨を御説明申上げます。

この法律案は、核燃料物質の製鉄、原子炉に使用する燃料要素の加工、原

子炉の設置及び運転、原子炉内で使用された燃料の再処理並びに核燃料物質の使用を次のような方法によつて規制しようとするものであります。

第一に、核燃料物質の流通について

は、これが国際的にも流通を制限されている物質でありますので、流通の範囲を指定、許可等を受けた者に限定し

てその利用の効率化をはかつておりま

す。

最後に、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉は、さきに述べました通り、国際条約上は嚴重に規制され、ほとんどの生産の増加がほとんど期待できないため、その需要増加の大部を合成ゴムの供給によつて充足しなければならない情勢であります。わが国におきましても、今後増大する原料ゴムの需要の充足をはかりますためには、相当多量の合成ゴムを確保しなければならないのですが、これを輸入によつて確保することは、諸外国における合

成ゴムの生産が、いまだその需要をすら満たすに至つてない状況にありますため、とうて期待しがたいの

であります。また、合成ゴムの國產化を行ないますときは、原料ゴムの輸入に要する多額の外貨の節約に資するのみ

ならず、ゴム製品の価格の安定をもたらすこととなり、現在相当の輸出実績を上げております。ゴム製品の輸出の伸長に寄与するところも大なるものがあります。従つて合成ゴムの国産化を行うことは、あらゆる角度から見まして、刻下の急務と存する次第であります。

しかして合成ゴムの国産化を行うに当りまして最も問題となるのは、その販売価格であります。と申しますのは、我が国におきましては、合成ゴムの使用がまだ十分普及されていません。そのため、その販売価格は天然ゴムよりも安価でなければならぬ。また、ゴム製品の輸出競争力を増強する見地から見ましても、その販売価格は、少くともその輸入価格並みでなければならぬからであります。

こののような事情を考えますと、特殊ゴムは別といたしまして、天然ゴムは別といたしまして、天成ゴムの製造事業に対する必要を認めますので、今回この法案を提出いたしました次第であります。

次に、この法案の要点を申し上げますと次の通りであります。

その第一は、合成ゴム製造事業を育成する措置の一つとして、日本開発銀行が合成ゴムの製造事業を営むことを目的とする株式会社に対し、出資し得る限度は、会社の発行済株式の総数の二分の一以内であり、その金額は十億円を限度としているのであります。

この場合における規模は、年間生産能力四万五千トン程度でなければならぬと考えられるのであります。このことは、現在計画中の諸外國においても見られるところであり、合成ゴムの原料の割高なわが国においては、特にその必要性が認められるのあります。

しかししながら、合成ゴムの国産化を右のような生産規模において行うといつたしますと、これがため巨額の資金を

必要といたします上に、操業開始の初期におきましては、合成ゴムの需要が多額の赤字を生ずるおそれがあるのであります。従いまして、合成ゴムの国産化は民間のみの力による場合はもとより、日本開発銀行による相当多額の低利融資によりまして、その急速な実現を期することはきわめて困難であると認められるのであります。

かような事情にかんがみまして、合成ゴムの製造事業に対する政府資金をもつて出資することとし、本年度はとりあえず日本開発銀行から出資を行ふとともに設備に要する資金については、政府がこれが確保に努めることにしたことになります。

第三の要点は、日本開発銀行による出資は、間接的には財政投資の性格を有しておりますと同時に、あとで申し上げますように政府の直接投資に切りかえられます。

出資を受けた会社に対する政府の監督に関する規定を設けたことといたしては、別に法律で規定することとされたのであります。

以上本件の提出理由並びに要点を御審議の上御賛同あらんことをお願ひいたす次第であります。

○理事(近藤信一君) 次に、輸出入取引法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては、先日提案理由の説明を聽取いたしましたので、本日はまず本案の内容について御説明を願います。

本案につきましては、会社は毎営業年度その事業計画及び資金計画について通商産業大臣の認可を受けなければならないものとして十分これを監督し得るようにいたします。この改正要綱を読みながら簡単に御説明を申し上げます。

第一は、輸入協定の締結事由の制限です。すでに申し上げましたよな事情にかんがみまして、今後における合規を量的にも確保でき、また、天然ゴムを

ゴムに對抗してその事業が健全な発達に遺憾なきを期したこととします。

第四の要点は、日本開発銀行の出資による方式は、この法律施行の日から一年を経過したときは、別に法律で定めるところによって、遅滞なく、政府の出資による方式に切りかえられなければならぬ旨を原則に規定いたしてあります。

第三の外國における資源開発促進のため、その開発によって生産される価格が高い品質が異なるため輸入に比して著しく不利な輸入取引条件が課せられ、またはそのおそれがあること。二、通商協定の実施のため、貨物の輸入が必要である場合に、その貨物の輸入が高くなるため輸入の価格が高くなること。三、外國における資源開発促進のため、その開発によって生産される貨物の継続的な輸入を共同して保障する必要があること。

この一、二、三のうち、二は現行法通りでありますと、一号は現在も若干の規定がありますが、後ほど御説明申し上げますように、若干改正になります。

まず、第一号を御説明を申し上げます。第一号を御説明を申し上げますと、第一号が新しく今回つけ加えられたのであります。

まず、第一号を御説明を申し上げます。第一号を御説明を申し上げますと、第一号が新しく今回つけ加えられたのであります。

まず、第一号を御説明を申し上げますと、第一号が新しく今回つけ加えられたのであります。

まず、第一号を御説明を申し上げますと、第一号が新しく今回つけ加えられたのであります。





次に、第三点の指定機関につきましては、これは趣旨としては一応賛成せざるを得ないのでござりますけれども、これが運用につきましては、きわめて慎重に取り扱つていただきたいと、私ども中小貿易業者の面におきまして心配されることは、戦後でござましたような公團、貿易公團であります、無数の小さな小型公團続出のおそれあり、こういうふうに感ぜられるのであります。現に一手買取りなし販売会社が、すでにこの運用状況の中に出でおりますように十二の買取り、販売会社が、既設のものがあるわけであります。現在その中のある会社のときには、窓口商社を数軒指定して、一般のわれわれ中小業者が輸出に必要とするところの品物を買いに参りまして、その販売会社が指定した窓口商社を通じて買わなければならぬというようになります。そこで特権を認めておる。これは御所管が違うかもしれませんけれども、従つてこういった指定機関に独占的な特権を与えるというようなことは、まさに私どもとしては困る問題であります。従つてこういった国際貿易のビジネスの妙味といふものが欠けて参らけであります。なお、私どもさらに心配いたしておりますことは、メーカーが一方的にこういった機関を作られるのを、先刻申し上げましたように貿易業者をつんばさじきに置かれるおそれが多分にあるわけであります。そういうことのないよう、私どもは本法をもし実施されます場合には、この指定機関の

認可につきましては、当該商品の輸出組合の同意、さらに輸出入取引審議会の総合部会の賛成を得るにあらざれば、これを認可しないというふうな工合に、ぜひとも運用の面に当つて持つて置いていただきたいのであります。以上が私の今回のこの法案に対する見解でございますが、結論的には、この第三の案にもやむを得ず賛成をするということがあります。ただ、運用に当りましては極力慎重に、そうしてこいつた指定機関、前段申し述べましたよろなきわめて高度の特権を与えるような機関は避けていただきたいのです。そこで、さらに進んで、これは余談かもしませんが、こういった法律を改正なさるという前に、貿易関係における貿易業者の登録制度を実施する法律を作つていただきたいのであります。と申しますことは、は、今回のねらいも勢頭に申し上げましたように、輸出入取引の秩序の確立、過当競争の防止、ダンピング防止というよろなものがねらいであるならば、すべて貿易取引の基本をなすところの貿易業法なり、あるいは貿易業者の登録法なりをぜひ制定されるべきであります。

この案に対しましていろいろ、われわれなりの角度から検討いたしました。特に私たちは中小企業者をもつて組織しておられます協議会でござりますので、どこまでも中小企業者の利益、これはむろん全国全体の利益は考えております。われわれの立場から申しまして、中小企業者の利益といふことになつたら、これはもう自分たちの一身上の大問題であるから、これには絶対に真向から反対する、こういう説をもつて築いたこの販路を守り、かつこれを継続することは避けます。私はこの案に對しましていろいろ、われわれなりの角度から検討いたしました。特に私たちは中小企業者をもつて組織しておられます協議会でござりますので、どこまでも中小企業者の利益、これはむろん全国全体の利益は考えております。われわれの立場から申しまして、中小企業者の利益といふことになつたら、これはもう自分たちの一身上の大問題であるから、これには絶対に真向から反対する、こういう説をもつて築いたこの販路を守り、かつこれを継続することは避けます。私はこの案に對しましていろいろ、われわれなりの角度から検討いたしました。特に私たちは中小企業者をもつて組織しておられます協議会でござりますので、どこまでも中小企業者の利益、これはむろん全国全体の利益は考えておりません。われわれの立場から申しまして、中小企業者の利益といふことになつたら、これはもう自分たちの一身上の大問題であるから、これには絶対に真向から反対する、こういう説をもつて築いたこの販路を守り、かつこれを継続することは避けます。

ただ、ここに申し上げたいのは、私が政府当局からこの案を伺います前だときますならば、第三点の指定機関の問題につきましては、ややもすればそれがこれにとつてかわるということになつたら、これはもう自分たちの一身上の大問題であるから、これには絶対に真向から反対する、こういう説をもつて築いたこの販路を守り、かつこれを継続することは避けます。

ただ、ここに申し上げたいのは、私は政府当局からこの案を伺います前だときますならば、第三点の指定機関の問題につきましては、ややもすればそれがこれにとつてかわるということになつたら、これはもう自分たちの一身上の大問題であるから、これには絶対に真向から反対する、こういう説をもつて築いたこの販路を守り、かつこれを継続することは避けます。

私が経営いたします会社は、主として、輸出組合なり、また輸出入取引審議会の総合部会の同意を得るようになります。そして、これが多分持つままで、戦争時代の統制経済、あらざるを得ないのでござりますけれども、これが趣旨をして、またああいう工合になるのじやないかといふ不安をもつて、これに反対する向きも相当あります。

○参考人(上村甚四郎君) 次は、日本中小企業国際貿易協議会副会長上村甚四郎君に願います。

○理事(近藤信一君) 次は、日本中小企業国際貿易協議会副会長上村甚四郎君に願います。

○参考人(上村甚四郎君) 御指名にあづかりました上村甚四郎でござります。ただいま安田虎光さんが詳細にお述べになりました御意見と、私はほんとうなる意見を持つておりますので、私は自分で意見を述べますと、ほとんど二人の意見が重複するという裏がありりますから、この貴重な時間でそれを繰り返すことは避けます。私はこの案に對しましていろいろ、われわれなりの角度から検討いたしました。特に私たちは中小企業者をもつて組織しておられます協議会でござりますので、どこまでも中小企業者の利益、これはむろん全国全体の利益は考えておりません。われわれの立場から申しまして、中小企業者の利益といふことになつたら、これはもう自分たちの一身上の大問題であるから、これには絶対に真向から反対する、こういう説をもつて築いたこの販路を守り、かつこれを継続することは避けます。

ただ、ここに申し上げたいのは、私は政府当局からこの案を伺います前だときますならば、第三点の指定機関の問題につきましては、ややもすればそれがこれにとつてかわるということになつたら、これはもう自分たちの一身上の大問題であるから、これには絶対に真向から反対する、こういう説をもつて築いたこの販路を守り、かつこれを継続することは避けます。

ただ、ここに申し上げたいのは、私は政府当局からこの案を伺います前だときますならば、第三点の指定機関の問題につきましては、ややもすればそれがこれにとつてかわるということになつたら、これはもう自分たちの一身上の大問題であるから、これには絶対に真向から反対する、こういう説をもつて築いたこの販路を守り、かつこれを継続することは避けます。

論議されましたが内容を申し上げてみた

いと思います。

時間が制限されておりまますので、私は実は本日大いに御意見を申し上げようと思つたのでございますが、なるべく主要点だけに触れたいと思つております。

その前に、まず最初に申し上げたいと思う点は、この改正の論據がきわめて薄弱ではないかという印象を強く受けたのであります。去る五月二日の中小企業各団体によって構成されおります日本中小企業国際貿易協議会の理事会における通産省当局の御説明によりますと、この改正の論據とする例當競争の事実は対アーリカ、中南米、イギリス等三国のみにこの例があつて、その他の例がないようであつて、双眼鏡やミカンのカン詰の法律であるならばとにかくとして、わざかしかないこの例証から出発して、その全体を推しはかり、必要に応じて全商品、全地域に適用できるような内容を持つ改正案でありますから、こうしたやり方は少し行き過ぎではないかといふ印象をまず最初に受けたのでござります。それを換言いたしますならば、政策上何か将来の目的があつてこれを法化するためには、わずかの例証を、より膨大に取り上げておるような傾向があるがわれるのでございます。たとえば裏賃バイヤーの跳梁しておる米州地域の例証によつて、そのような例のない他の地域、明確に申し上げますならば、中国貿易にまで押し広げる理由に

その前にも申し上げたとおり、主たる点だけに触れたいと思つております。

その前に、まず最初に申し上げたいと思う点は、この改正の論據がきわめて薄弱ではないかといふ印象を強く受けたのであります。去る五月二日の中小企業各団体によって構成されおります日本中小企業国際貿易協議会の理事会における通産省当局の御説明によりますと、この改正の論據とする例當競争の事実は対アーリカ、中南米、イギリス等三国のみにこの例があつて、その他の例がないようであつて、双眼鏡やミカンのカン詰の法律であるならばとにかくとして、わざかしかないこの例証から出発して、その全体を推しはかり、必要に応じて全商品、全地域に適用できるような内容を持つ改正案でありますから、こうしたやり方は少し行き過ぎではないかといふ印象をまず最初に受けたのでござります。それを換言いたしますならば、政策上何か将来の目的があつてこれを法化するためには、わずかの例証を、より膨大に取り上げておるような傾向があるがわれるのでございます。たとえば裏賃バイヤーの跳梁しておる米州地域の例証によつて、そのような例のない他の地域、明確に申し上げますならば、中国貿易にまで押し広げる理由に

ついで、いささか疑問を持つような次第でござります。

私は一昨年中国を三たび訪問いたしました。中國側が主張いたしました平等互恵の貿易とは、一体どんな内容を

持っているのかということ、その立場、その観点、その方法につきまして深く検討せねばならない内容があると考えて参りました。私が現地での折衝過程で、また具体的な取引の実施の中でも得ました経験と内容をここで申し上げる時間を持ちませんが、確かに他地域に比較しまして相違した内容と将来性を持つおり、確かに特殊性があると考えておるのでござります。日本の業界は、今初めてその経験の第一歩を踏み出したばかりであるにかかわらず、過去の貿易一般から類推しようとすると、これは、非常に大きな不安と実は危険を感じるような次第でござります。

この改正法案は、改正条項及び新設条項を入れまして二、三条項が改正されおりまして、私の見解を僭越ではございませんが述べさせていただきます。さて、それでは次に改正点の本論に入りまして、私の見解を僭越ではございませんが述べさせていただきます。この改正法案は、改正条項及び新設条項を入れまして二、三条項が改正されおりまして、改正の要點は、国会上程の際、政府側から御説明がありました提案理由及びその要綱に分類されておりであります。改正の要點は、輸入協定の締結事由の制限の緩和、第二点は、アウトサイダー規制命令にかかる事務の処理、第三点は、指定機関等、以上三点でござります。私の申し上げようとする問題点とは、すなわちこの三点の内容に實に重大なる要素をはらんでいるのではないかと考える次第でござります。

それでは何が重大であるかという点について觸り追つて御説明申し上げた

いとります。まず第一に、第七条の二の一号の改正についてでございます。

その内容を深く検討いたしますならば、政府側の御説明に示されておる輸入協定の締結事由の制限と緩和とは、明らかに独占禁止法による制限を大幅に緩和するということを意味しております。われわれ中小企業の持つ本能からいたしまして、この改正案のほんの一部からすれば、輸入取引の将来のあり方にはなりますが、必ず大企業の優位を法的に保護する方向に運用されるのではないかといふべきでございます。なぜならば、この改正案によって輸入協定が容易に結べることにはなりますが、それは今日までの経済政策のあり方から、われわれ中小企業が歴史的に経験しており、関西の中小企業の皆さんがまさしく指摘しております通り、需要者と大商社との系列化を確立をし、貿易における大義名分であります。改訂の要點は、国会上である機会均等を否定する結果を招来する危険を内包していると考えるのでござります。また、こうしたことは必然的に独占価格を形成する素地を作る結果になり、国民生活にも重大なる影響を与えるおそれがある、そうした要素を含んでいるのではないかと考える所以であります。さらに掘り下げて申し上げようとする問題点とは、すなわちこの三点の内容に實に重大なる要素をはらんでいるのではないかと考える次第でござります。

改訂案では、組合の申し出があつた場合、省令にかかる事務の一部を組合の相違について、そのあり方が実際どのようなものであるか、ほんの経験が持つてゐるのかということ、その立場、その観点、その方法につきまして深く検討せねばならない内容があると考えて参りました。私が現地での折衝過程で、また具体的な取引の実施の中でも得ました経験と内容をここで申し上げる時間を持ちませんが、確かに他地域に比較しまして相違した内容と将来性を持つおり、確かに特殊性があると考えておるのでござります。日本の業界は、今初めてその経験の第一歩を踏み出したばかりであるにかかわらず、過去の貿易一般から類推しようとすると、これは、非常に大きな不安と実は危険を感じるような次第でござります。

この改訂案は、改訂条項及び新設条項を入れまして二、三条項が改訂されております。改訂の要點は、国会上程の際、政府側から御説明がありました提案理由及びその要綱に分類されておりであります。改訂の要點は、輸入協定の締結事由の制限の緩和、第二点は、アウトサイダー規制命令にかかる事務の処理、第三点は、指定機関等、以上三点でござります。私の申し上げようとする問題点とは、すなわちこの三点の内容に實に重大なる要素をはらんでいるのではないかと考える次第でござります。

改訂案では、組合の申し出があつた場合、省令にかかる事務の一部を組合の相違について、そのあり方が実際どのようなものであるか、ほんの経験が持つてゐるのかと、業者の自らの統制が業界あげての要望であるにかかる先ほど申し上げました平等互恵とは、個々の取引にわたつてまでどのようになります。われわれ中小企業の持つ本能からいたしまして、この改訂案のほんの一部からすれば、輸入取引の将来のあり方にはなりますが、必ず大企業の優位を法的に保護する方向に運用されるのではないかといふべきでございます。なぜならば、この改訂案によって輸入協定が容易に結べることにはなりますが、それは今日までの経済政策のあり方から、われわれ中小企業が歴史的に経験しており、関西の中小企業の皆さんがまさしく指摘しております通り、需要者と大商社との系列化を確立をし、貿易における大義名分であります。改訂の要點は、国会上である機会均等を否定する結果を招来する危険を内包していると考えるのでござります。また、こうしたことは必ず、相手が窓口が一本であります。改訂案は、貿易の民主化の方向でなくむしろ私は阻害する危険が内包していると考えるのであります。

改訂案では、組合の申し出があつた場合、省令にかかる事務の一部を組合の相違について、そのあり方が実際どのようなものであるか、ほんの経験が持つてゐるのかと、業者の自らの統制が業界あげての要望であるにかかる先ほど申し上げました平等互恵とは、個々の取引にわたつてまでどのようになります。われわれ中小企業の持つ本能からいたしまして、この改訂案のほんの一部からすれば、輸入取引の将来のあり方にはなりますが、必ず大企業の優位を法的に保護する方向に運用されるのではないかといふべきでございます。なぜならば、この改訂案によって輸入協定が容易に結べることにはなりますが、それは今日までの経済政策のあり方から、われわれ中小企業が歴史的に経験しており、関西の中小企業の皆さんがまさしく指摘しております通り、需要者と大商社との系列化を確立をし、貿易における大義名分であります。改訂の要點は、国会上である機会均等を否定する結果を招来する危険を内包していると考えるのでござります。また、こうしたことは必ず、相手が窓口が一本であります。改訂案は、貿易の民主化の方向でなくむしろ私は阻害する危険が内包していると考えるのであります。

改訂案では、組合の申し出があつた場合、省令にかかる事務の一部を組合の相違について、そのあり方が実際どのようなものであるか、ほんの経験が持つてゐるのかと、業者の自らの統制が業界あげての要望であるにかかる先ほど申し上げました平等互恵とは、個々の取引にわたつてまでどのようになります。われわれ中小企業の持つ本能からいたしまして、この改訂案のほんの一部からすれば、輸入取引の将来のあり方にはなりますが、必ず大企業の優位を法的に保護する方向に運用されるのではないかといふべきでございます。なぜならば、この改訂案によって輸入協定が容易に結べることにはなりますが、それは今日までの経済政策のあり方から、われわれ中小企業が歴史的に経験しており、関西の中小企業の皆さんがまさしく指摘しております通り、需要者と大商社との系列化を確立をし、貿易における大義名分であります。改訂の要點は、国会上である機会均等を否定する結果を招来する危険を内包していると考えるのでござります。また、こうしたことは必ず、相手が窓口が一本であります。改訂案は、貿易の民主化の方向でなくむしろ私は阻害する危険が内包していると考えるのであります。

改訂案では、組合の申し出があつた場合、省令にかかる事務の一部を組合の相違について、そのあり方が実際どのようなものであるか、ほんの経験が持つてゐるのかと、業者の自らの統制が業界あげての要望であるにかかる先ほど申し上げました平等互恵とは、個々の取引にわたつてまでどのようになります。われわれ中小企業の持つ本能からいたしまして、この改訂案のほんの一部からすれば、輸入取引の将来のあり方にはなりますが、必ず大企業の優位を法的に保護する方向に運用されるのではないかといふべきでございます。なぜならば、この改訂案によって輸入協定が容易に結べることにはなりますが、それは今日までの経済政策のあり方から、われわれ中小企業が歴史的に経験しており、関西の中小企業の皆さんがまさしく指摘しております通り、需要者と大商社との系列化を確立をし、貿易における大義名分であります。改訂の要點は、国会上である機会均等を否定する結果を招来する危険を内包していると考えるのでござります。また、こうしたことは必ず、相手が窓口が一本であります。改訂案は、貿易の民主化の方向でなくむしろ私は阻害する危険が内包していると考えるのであります。

ております過去の苦々しい経験から、これは單なる杞憂ではなくて、最近の我が國の政治動向からしてはなはだ不安にたえざる次第でございます。

最後に、第三点の第三十二条の三から十三までについてでございます。すなわち指定機関の規定についてでございます。これは輸出する物資の一手買取機関であつて、条文を一読いたしましただけでも、その官僚的支配と、一部業者への独占が想像されるのであります。

元的買取り、または販売機関である指定機関を設けて、この監督権を政府が握り、その輸出入取引をこの面で統制することになつてゐるのではありません。私はこういう内容を見まして、いよいよ重大ではないかといふことを痛感しているのでございます。しかも、その指定仕向け地は中國やソ連に主眼を置くと解釈される向きもありますが、これらの地域の貿易は先ほども申し上げましたように、今始まつたばかりで、その一步手前の不正常な貿易であります。しかも、こうした段階における実績をもしこの基準として指定機関を組織するならば、その影響するところは、甚だと言わなければならぬのでございます。また、指定機関の性格からくる、よつてきたるべき問題を考えてみましても、輸出拡大のための創意工夫と積極性を沈滞させ、参加者は独占の上に倫理をむさぼることになり、他の側面をいたしましては、それから漏れた業者は、勢い他地域に對して過当競争を余儀なくされるとい

う矛盾した内容を持つてゐるのでござります。

その上、自由主義經濟体制の一角に、このこのようない統制經濟的機構を作ると、いふことは、他のものとの矛盾、摩擦を一そく大きくするのではないかという點を非常に心配しておるの

では、業者の組織のあり方とか、その仕事の内容とか、自主性をどういうよう尊重するとか、まだまだ研究する余地が多分にあると考へるのでございます。なお、中ソに対しましては、時期尚早でございます。研究の段階であると申し上げておきたいのであります。

以上をもちまして改正案の主要なる三点について私の考え方を申し上げたのでございますが、総合いたしまして、

次の結論を得たいのでございます。中ソ貿易拡大必至の情勢下で、官僚統制支配の確立を強く企図し、法の保護のもとに、大企業優先ないし独占を目的とし、漸次統制經濟へ移行していく一つの拠点として、この改正案が取り上げられたのではないかという印象が強く受けられるのでございます。なお、この法案は、國際的競争とともに、その向うところ、むしろ国内競争に非常なる影響を及ぼすであります。すなわち、輸出入商品の品質、数量、仕向地、輸入地に対する統制上の問題

は、國際的と申しますより、その影響するところは、國內の業者の競争を押さえ、別な言葉で申し上げますと、特定業者の利益に奉仕する役割を果し、大企業対中小企業の場合、大企業の利益となる独占集中を有利ならしむるような結果を生んで、中小企業の系列化と、その没落を一そく促進させ

る何ものでもないと考えるのでござります。

終りに臨みまして強く私が希望申します。

輸出入組合の大企業役員の中にも反対意見があるのです。もっと広く業界の意見を聞くため、審議を御懇切に聞いていただきたいと考えるのでございます。そこで、私は反対いたします。御聴取の上申しあげておきたいのであります。

○理事(近藤信一君) 次に、財團法人日本貿易館理事長菱沼勇君にお願いいたします。

参考人(菱沼勇君) 菱沼であります。戦争が終りまして十年余りたつておりますが、現在日本の商品の品質は、これは原則的に申しますと、非常に改善をされております。これはもちろん例外もございますが、大部分の日本は輸出品は品質がよくなつております。これは外國の輸入商その他がほとんど認めておるところであります。まことに、日本の業者も利益を失い、また

ドルくらいで売れでおりましたもの、従つて日本から輸出する場合でも、まあ少くとも三ドルか四ドルで売れるものを、一ドルで売つた。それがさらに五十セントぐらいまで下つたというた

めに、日本の業者も利益を失い、またアメリカでは輸入制限問題を起すといふことが起りましたことは、皆さんも御承知の通りでございます。それからたとえば木製サラダ・ボールでございましたが、三年前には六インチのものがニユーヨークで一個三十九セントで売れておりましたが、二年前には三十

セントで売られておりまして、米国産または外國産のもので、一番安いものが一個一ドル五十五セントでございましたが、少くとも歐米品に比較すれば安い。従つて対外競争力があるといふことが言えるのであります。

ところが、日本の輸出貿易の上で、最大の欠陥が何であるかと申しますと、取引のやり方であると私は考えております。その中でも、いわゆる過当競争といふことが最大の欠陥であると考えます。すなわち、わが国の輸出業

者同士の間の、これはもちろん海外における輸入業者も、また同時に競争でもあるんですが、日本の輸出業者同士の激しい競争のために、価格がするずれ下落をする。そのため外國の輸入商その他の中間商人が損失をこうむりましたりいたしまして、しりごみを

する。その一面におきましては、外國の国内生産業者を刺激いたしまして、中共貿易に関する限り、この法案の除外を設けていただきたいと考えるのでございます。そういう意味におきましては、私は反対いたします。御聴取の上申しあげておきたいのであります。

○理事(近藤信一君) 次に、財團法人日本貿易館理事長菱沼勇君にお願いいたします。

参考人(菱沼勇君) 菱沼であります。戦争が終りまして十年余りたつておる次第でございます。たとえば、一昨年ころから問題を起しましたグラー・ブラウス、主としてアメリカへ殺到的に輸出されましたグラー・ブラウスでございますが、當時アメリカで五ドルくらいで売れておりましたもの、従つて日本から輸出する場合でも、まあ少くとも三ドルか四ドルで売れるものを、一ドルで売つた。それがさらに

ドルくらいで売れておりましたもの、従つて日本から輸出する場合でも、まあ少くとも三ドルか四ドルで売れるものを、一ドルで売つた。それがさらに

ドルくらいで売れておりましたもの、従つて日本から輸出する場合でも、まあ少くとも三ドルか四ドルで売れるものを、一ドルで売つた。それがさらに

ドルくらいで売れておりましたもの、従つて日本から輸出する場合でも、まあ少くとも三ドルか四ドルで売れるものを、一ドルで売つた。それがさらに

ドルくらいで売れておりましたもの、従つて日本から輸出する場合でも、まあ少くとも三ドルか四ドルで売れるものを、一ドルで売つた。それがさらに

ドルくらいで売れておりましたもの、従つて日本から輸出する場合でも、まあ少くとも三ドルか四ドルで売れるものを、一ドルで売つた。それがさらに

ドルくらいで売れておりましたもの、従つて日本から輸出する場合でも、まあ少くとも三ドルか四ドルで売れるものを、一ドルで売つた。それがさらに

過当競争の結果であります。また、ビタミンBは、日本製のものは品質がすぐれておりまして、四年前に、一キログラム二百ドルでありましたものが、米国産のものが当時百ドルで、日本のものは倍に売れておつたのです。それが相變らず過当競争が行なわれました結果、昨年はわずか五十ドル以下に低落をいたしておるよ

うな次第でございます。また最近の例といたしましては、米国に輸出されておりますナイフとフォーク、これは主として燕の製品が多いのでございますが、これは從来専門のアメリカの業者がはじめて輸入をいたしておりました。それがまた輸入をいたしておりましたナナイフとフォーク、これは主として燕の製品が多いのでございます。

参考人(菱沼勇君) これが、昨年あたりから日本に改悪をされております。これはもちらん例外もございますが、大部分の日本は輸出品は品質がよくなつております。これは外國の輸入商その他が、アメリカのしろうとの業者に、ねやみやたらに販売するということをやりましたために、価格が低落をいたしまして、アメリカ市場において、順調なる流れ行きをしておつたのであります。それがまた日本に改悪をされております。これはもちらん例外もございますが、大部分の日本は輸出品は品質がよくなつております。これは外國の輸入商その他が、アメリカのしろうとの業者に、ねやみやたらに販売するという

ことをやりましたために、価格が低落をいたしました。それがまた日本に改悪をされております。これは外國の輸入商その他が、アメリカのしろうとの業者に、ねやみやたらに販売するという

ことをやりましたために、価格が低落をいたしました。それがまた日本に改悪をされております。これは外國の輸入商その他が、アメリカのしろうとの業者に、ねやみやたらに販売するという

ことをやりましたために、価格が低落をいたしました。それがまた日本に改悪をされております。これは外國の輸入商その他が、アメリカのしろうとの業者に、ねやみやたらに販売するという

ことをやりましたために、価格が低落をいたしました。それがまた日本に改悪をされております。これは外國の輸入商その他が、アメリカのしろうとの業者に、ねやみやたらに販売するという

ことをやりましたために、価格が低落をいたしました。それがまた日本に改悪をされております。これは外國の輸入商その他が、アメリカのしろうとの業者に、ねやみやたらに販売するという

ことをやりましたために、価格が低落をいたしました。それがまた日本に改悪をされております。これは外國の輸入商その他が、アメリカのしろうとの業者に、ねやみやたらに販売するという



うなことを伺つておるわけなんであります。従いまして、このアウトサイダー規制につきましては、私は別個の解釈を下して申し上げたわけなんであります。

○豊田雅孝君 第二にお尋ねしたいと

思ひますのは、これは全体の参考人の御意見を伺いたいと思ひます。

が、大体においてこの本案には賛成の方が多いようではあります。

れもこの運用についてはほど慎重な態度をとらなければいかぬ、ことに中

小企業者の利益を守ることについて

は、十分特別の配慮をしなければいか

ぬといふよろしく趣旨の意見の開陳があつたように思ひます。それ

につきまして、私も全く同一の懸念を

持つておるものであります。が、業界の

方々から見られて、いかにしたならば

あつたように思ひます。それ

につきまして、私も全く同一の懸念を

持つておるものであります。が、業界の

方々から見られて、いかにしたならば

あつたように思ひます。それ

につきまして、私も全く同一の懸念を

持つておるものであります。が、業界の

方々から見られて、いかにしたならば

あつたように思ひます。それ

につきまして、私も全く同一の懸念を

持つておるものであります。が、業界の

方々から見られて、いかにしたならば

あつたように思ひます。それ

につきまして、私も全く同一の懸念を

持つておるものであります。が、業界の

者はしばしば新しい業者の進出をばはむとともに、こまかいものはいつまで半額はやはり中小のために門を開くことなくふうに願いたい、伸びられないところに悩みがあるのでござりますから、どうか実績を半額くらいに見て、あとおわけなんであります。

○参考人(上村甚四郎君) 御指名を得まして、私からも意見を述べたいと思ひます。これまた、安田さんと私は同じ意見を持つております。中小企業者が新たに輸出の面に備えようと、それが新たに輸出の面に備えようと、それでも、従来の実績に災いされまして、中小企業者も、たとえば八百屋が扇風機を売りたいという、そういう場違いでありませんで、実際に從来長く国内で取り扱つておつたが、輸出では今までやつておらなかつた、そういうものがまた輸出業者になろうとしましても、またなるりっぱな資格を持っておつても、実績がないために、どうしてもそれはやれなかつた、これが大変苦しいしております。これは私もまた自分でも経験し、いろいろまた私の同業のものが嘆いている事実を知つておりますから、ぜひともこれは、安田さんのおっしゃるような、まず漸進的に、従来の実績を、秩序を一へんに變えるといふわけにもいきませんから、認め、それからあとは中小企業者にとにかく残す、そういう内容は、私も強く痛感しておりますだけに、賛成いたしたいと思いますが、当面の問題としては、まずそれでいい、それを実施した上で、うまくいかなかつた場合におきましても、実績第一主義をとられておるわけなんであります。で、なはだしくは、輸入関係におきましても、輸入外貨の割当を実績保有者にては百分の輸入外貨の割当を実績保有者に与えておるわけなんであります。こ

の意見を述べさせていただきます。たゞ、豊田先生からの指定機関の問題でござりますが、私は日中貿易の専門の商社でありますので、その面からだけ申上げましたように、中共貿易と

けしかの経験を持つておりませんの

うものは今始まつたばかりである、

こういう点について、今日までの短か

い実績の中からでござりますね、その

実績を基いて指定機関を作るということは、やはり妥当な行き方ではない

と、こう考へておる次第であります。

中共貿易の場合は、これは一般論でござりますが、ともかく正常貿易でない、今始まつたばかりだという点で、

経験を積み重ねておらないわけなん

でございます。それから他の地域の貿易と比較しまして、私はやはり中共貿易といふものは、相手の国が國柄である

経験を積み重ねておらないわけなん

の意見を述べさせていただきます。たゞ、豊田先生からの指定機関の問題でござりますが、私は日中貿易の専門の商社でありますので、その面からだけ申上げましたように、中共貿易と

必要であるかどうか、この性格論を

質問はきわめてむずかしい問題であり

ます。それは私どもから言わしめますと、現在十二あるわけなんでござい

ます。しかしも、いざれも会社であります。それで、それは私どもから言わしめますと、現在十二あるわけなんでござい

ます。ただし、もつと、やはり少くともあります。

○参考人(安田虎光君) ただいまの御

質問はきわめてむずかしい問題であり

ます。それは私どもから言わしめますと、現在十二あるわけなんでござい

ます。ただし、もつと、やはり少くともあります。

の意見を述べさせていただきます。大体指定機関に参加しておると参加していないもの、参加させられなかつたもの、この二つにやはり分けて考えてみると必要がある。参加させられた人は公団といふ性格の中で創意工夫といふものがやはりなくなっていく、稀薄になつていくんじゃないかと、こういう心配が一部にあるのです。

他の側面におきましては、結局参加できなかつたところの他の会社は、やはり他の地域に対する過度競争の渦中に巻き込まれる危険性がある、そういう矛盾をやはり全体から見たら持つてゐるのじゃないか、こう考ります。それと今日のような自由主義経済体制の中では、こういふ官僚統制的な形に対し私はやはり反対の意見を持つてゐる。大体以上であります。

○参考人(森沼勇君) 私は先ほどお話をありましたように、会社の方が運用が敏活いくらいの点において適当だと考えます。ただ、これには普通の会社と違つて監督を特に必要といたします。

から、その意味で今度の改正案においては、私はやはり反対の意見を持つてゐる。

○参考人(森沼勇君) 大体以上であります。

○参考人(園原光太郎君) それでは、なぜ中國貿易に対して除外例を設ける

かと申しますと、この第五章に輸出入組合という章がございますが、現在日本におきましてあります輸出入組合

は、日中輸出入組合だけしかないのでござります。そういう点につきまして

述いたしたのでございますが、幾たび繰り返しましても同じでござります。

先ほども私がここでいささか長々と公述いたしたのでございますが、幾たび

ござります。この点が一つでございま

す。

それから次の点は、中國貿易はやはり特殊な内容を持っているという点

が、一番私の主張の大きな論據でござ

ります。大体相手が社会主義国である、これらは資本主義國であるといふ

この関係だけから見ましても、非常に特殊な内容を持っております。中國の

計画經濟の行き方というものを見ましても、当然やはりそういう中から中国

の貿易政策というものが生まれてきております。この貿易政策に従つて貿易のやり方というものがやはり必然的に

生まれてきている、そういう面に対し生まつてわれわれは今経験を開始したばかりでございます。ですから米州地域におけるのは少數のものだということが普通じゃないかと考えます。その意味

が、参考人の園原さんにお伺いした

のではないかと考えております。

○大竹平八郎君 私途中から出て、あ

るは陳述せられたと思うのであります

が、参考人の園原さんにお伺いした

のではないかと考えております。

○大竹平八郎君 なお安田さんに一

二点お尋ねしたいのですが、われわれ一般、ことに中小貿易業者の声

として私どもに集つておりますが、われわれ一般、ことによつて検討していただきたいといふ考

みで、他地域の貿易のような形で現実的に起きてきてから、その上に立つて検討していただきたいといふ考

みで、他地域の貿易の場合は、とにかく、しばらく中國貿易の場合には除外例を設けていただきたい。こういふふうに私は考

うふうに私は考へるのであります。大体以上でござります。

○大竹平八郎君 神戸貿易協会の安田さんにお伺いしたいのですが、今特に

中國貿易について特別的な立場にある

ということを主張されてその意味の

除外例の問題が出たのであります

が、あなたはまあ世界全般の貿易を指導せら

れておるのであります、今のお話を聞かずして、地域としてなお今の

ような問題を取り上げたいといふよう

な意向はございませんですか。

○参考人(安田虎光君) 今園原さんからお話をあつたよなうな点、中國の場合

は、これはごもつともだと私も考えておるわけなんです。始まつたばかりで

あり、また、実業主義ですべてを律せられますと、中小貿易業者がなかなか入つていけない、過去においてかの地

で相当営業をやつておりましたもの

が、それはもう本当にそれで

せられておりますから、現在ほど厳しくはないわけありますから、中

國に限る限りは、これは一應別個の

ものとしてお考え願いたい。かように

考へております。ところが、その他の地区では、今のところではそういう

非常に抱いております。特に中國貿易が現在正常でないという面から見ま

す、そういうものと比較してみまし

たときに、やはり違うという感じを最

も非常に抱いております。特に中國貿易たかれを幾たびか味わつておりま

す、そういうものと比較してみまし

たとき、やはり違うという感じを最も

抱いております。中で、われわれも実際に

びこつております。

○参考人(安田虎光君) 今大竹先生の御質問でございますが、御承知のよう

であります。御質問でございますが、御承知のよう

であります。御質問でござりますが、おおむね大企業中心に計画せられて実施さ

れるわけであり、いわばメーカーと一部の歴史的な業者で作られるわけです。

従つて中小の貿易業者といふものは、すべてつんぱさじきに置かれて、また

この商品をこういろいろふうに取り上げら

れたというようなことになるおそれが多分にござりますので、これが実施に

当つては、よほど慎重にやついただきまして、少くとも当該商品の輸出入組合の同意あるいは先刻お話しのありますように輸出入取引審議会総合部会の意見を徵してから認可する。そな簡単に認めさせていただくと非常に私どもの貿易に支障を来たすわけござります。これは私が申し上げるまでもなく、諸先生が十分御了承の通りであります。ことに現在あります販売会社の中で、窓口商社を二、三軒にしぶって、そしてその窓口商社を通じなければ、われわれは買えないのです。窓口商社といふのは、いずれも大商社であります。しかも充り出し價段は一定のものでありますけれども、大てい窓口商社に販売機関から割り戻しを行い、また窓口商社は中小の輸出業者に売る場合は、さらにその上に口銭をかけて充り渡す。従つて幾ら中小の輸出業者がいても、競争に敗けて順次商売に振り落されしていくというものが、現在ある販売会社のやり方なのです。従いまして現在ある既設のそういう買取販売会社につきましても、もしこの法が実施されれば、十分に役所の方で御検討願いたいと同時に、官僚統制に陥らないよう、ぜひとも御配慮願いたいと、かように心得えておるわけであります。

○大竹平八郎君 今安田さんのお話を伺つて、たとえは從来ございました販売会社といふものがあつて、一定の商社を経なければ、一般的の輸出業者の手に入らないということが、すでに今までにあるとすれば、これはうつかりしておりますと、それに法的の根拠がついていくというようなことになります。

と、ますますこの中小貿易業者といふものが、非常に悩まされておる面が多くなつていくというふうに、私どもは考へられるのであります。それは何ですか。たとえば私の直觀であります。あるいは北洋水産業を中心とするカン説、あるいはその他の具体的にいつて三四件取り上げていただきたいのです。たとえば私が申立てたときに、たとえは消費者、あるいは需要者その他いわゆる利益を不當に害するおそれがないこと、その他いろいろの認可の条件が法律で制定をされておるのであります。従いまして、われわれとしては、もし今いろいろ御指摘のよな場合があれば、認可をあげることはどうかと思われるのですが、全部を私が直接買ひに行つたわけではありませんから、ここで申し上げられませんが、他の販売機関においても、そういうよな制限があるのではないか。しかしながら現在におきましては、役所の監督といふのはないようです。従つてこの法律が制定されました場合は、通産省において十分民主的に、しかも公平に販売するといふに願いたいわけでありまして、独占的な特權を与えないように願いたいと思います。

○参考人(安田虎光君) これは鮭鱈罐詰会社の例であります。その他は名前をあげることはどうかと思われるのですが、全部を私が直接買ひに行つたわけではありませんから、ここで申し上げられませんが、他の販売機関においても、そういうよな制限がないのではないか。しかしながら現在におきましては、役所の監督といふのはないようです。従つてこの法律が制定されました場合は、通産省において十分民主的に、しかも公平に販売するといふに願いたいわけでありまして、独占的な特權を与えないように願いたいと思います。

○理事(近藤信一君) ほかに御質疑ありませんか。

○政府委員(松尾泰一郎君) ただいまの参考人からいろいろ、るる御説明になりましたが、若干皆さん方が誤解をされておる向きもあるのです。なぜなら、たとえは從来ございました共

題であります。法律をよくごらんください。たとえば私はわざることなんであります。たとえば私はわざることなんであります。たとえば私はわざることなんであります。たとえば私はわざることなんであります。

○参考人(安田虎光君) これは鮭鱈罐詰会社の例であります。少なくとも現状においては、役所の監督といふのはないようです。従つてこの法律が制定されました場合は、通産省において十分民主的に、しかも公平に販売するといふに願いたいわけでありまして、独占的な特權を与えないように願いたいと思います。

○理事(近藤信一君) ほかに御質疑ありませんか。

○政府委員(松尾泰一郎君) ただいまの参考人からいろいろ、るる御説明になりましたが、若干皆さん方が誤解をされておる向きもあるのです。なぜなら、たとえは從来ございました共

題であります。法律をよくごらんください。たとえば私はわざることなんであります。たとえば私はわざることなんであります。たとえば私はわざることなんであります。たとえば私はわざることなんであります。

○参考人(安田虎光君) これは鮭鱈罐詰会社の例であります。たとえば私はわざることなんであります。たとえば私はわざることなんであります。たとえば私はわざることなんであります。

○政府委員(松尾泰一郎君) ただいまの参考人からいろいろ、るる御説明になりましたが、若干皆さん方が誤解をされておる向きもあるのです。なぜなら、たとえは從来ございました共

題であります。法律をよくごらんください。たとえば私はわざることなんであります。たとえば私はわざることなんであります。たとえば私はわざることなんであります。

○参考人(安田虎光君) これは鮭鱈罐詰会社の例であります。たとえば私はわざることなんであります。たとえば私はわざることなんであります。たとえば私はわざることなんであります。

○政府委員(松尾泰一郎君) ただいまの参考人からいろいろ、るる御説明になりましたが、若干皆さん方が誤解をされておる向きもあるのです。なぜなら、たとえは從来ございました共

題であります。法律をよくごらんください。たとえば私はわざることなんであります。





するから、そういう面が私は起らないとは言い切れないと考えます。従つて、大口、小口といふものとのその関連に立つたとき、そこに摩擦も相当ありやしないかといふようにも考えられるのは、これはまた必然的なものだと考えます。ただ、監督の面だけで、いうわけにはなかなか参らないので、出資の場合、新たに設立される場合、出資の面等においては十分注意をして設立させていただきたい、こういうふうに考えておるわけでございまして、その面とさらに監督において、両面からこれらの安定を期していただきたい、こういうふうに考えておるわけであります。

○豊田雅翠君　ただいまの政務次官の御答弁に關連いたしまして、特にこの際伺つておきたいと思ふます。買取機関を新設する場合について、特に伺つておきたいと思ふます。要するに出資について門戸開放、機会均等といふことをやることのどちらか、また、そなあらねばならぬと思うのであります。新設の場合には、おそらくそらいかれるのであります。そこで私が今までいろいろ質問をするような懸念が潜在しておるとしましては、われわれもそういうことがあります。たとえば、一番現在活動に活動をいたしております東京鮑詰会社、これはマグロカン詰の一手購入をいたしておりますのであります。これもマグロカン詰業者の組合が母体になります。その後大企業が設立されたります。その会社が設立されたります。從いまして、株主は大部分中小のカン詰業者になつておるかと思ふります。あるいは他の共販機関におきまして、一、二、三の各号もあるのかも知れませんが、率直に申しまして、まだ実態をよく究明いたしておりませんが、設立の経緯から申しますならば、どつちかといふと、大企業はこういう会社を作ることにはおおむね反対なのであります。自分で勝手にやりたいという考え方の方が強いのであります。中小企業の方はそれで困るということで先頭を切つて作られる、できたといふ縦縛から見ましても、私は決して一、二の大企業、あるいは少數の大企業が大株主になつておられないのじやないかといふように判断をいたしましたが、今後のこの指定機関の設立につきまして、この法律の書き方でもごらん願いますように、適法な共同行為を基礎にしてできます。關係上、一、二の大メーカー、あるいは大輸出業者が牛耳るというような体制には私はならないと思つております。もちろん、今後のお取扱いは、もちろん、今までつまびらかにしていなかったりましょか。

○政府委員(松尾泰一郎君)　現在できていますが、その設立に当つて、出資については広く業界に呼びかけて集めることのどちらか。要するに出資について門戸開放、機会均等といふことをやることのどちらか、また、そなあらねばならぬと思うのであります。新設の場合には、おそらくそらいかれるのであります。そこで私が今までいろいろ質問をするような懸念が潜在しておるとしましては、われわれもそういうことがあります。たとえば、一番現在活動に活動をいたしております東京鮑詰会社、これはマグロカン詰の一手購入をいたしておりますのであります。これもマグロカン詰業者の組合が母体になります。その後大企業が設立されたります。その会社が設立されたります。從いまして、株主は大部分中小のカン詰業者になつておるかと思ふります。あるいは他の共販機関におきまして、一、二、三の各号もあるのかも知れませんが、率直に申しまして、まだ実態をよく究明いたしておりませんが、設立の経緯から申しますならば、どつちかといふと、大企業はこういう会社を作ることにはおおむね反対なのであります。自分で勝手にやりたいという考え方の方が強いのであります。中小企業の方はそれで困るということで先頭を切つて作られる、できたといふ縦縛から見ましても、私は決して一、二の大企業、あるいは少數の大企業が大株主になつておられないのじやないかといふように判断をいたしましたが、今後のこの指定機関の設立につきまして、この法律の書き方でもごらん願いますように、適法な共同行為を基礎にしてできます。關係上、一、二の大メーカー、あるいは大輸出業者が牛耳るというような体制には私はならないと思つております。

○政府委員(松尾泰一郎君)　現在できていますが、その設立に当つて、出資については広く業界に呼びかけて集めることのどちらか。要するに出資について門戸開放、機会均等といふことをやることのどちらか、また、そなあらねばならぬと思うのであります。新設の場合には、おそらくそらいかれるのであります。そこで私が今までいろいろ質問をするような懸念が潜在しておるとしましては、われわれもそういうことがあります。たとえば、一番現在活動に活動をいたしております東京鮑詰会社、これはマグロカン詰の一手購入をいたしておりますのであります。これもマグロカン詰業者の組合が母体になります。その後大企業が設立されたります。その会社が設立されたります。從いまして、株主は大部分中小のカン詰業者になつておるかと思ふります。あるいは他の共販機関におきまして、一、二、三の各号もあるのかも知れませんが、率直に申しまして、まだ実態をよく究明いたしておりませんが、設立の経緯から申しますならば、どつちかといふと、大企業はこういう会社を作ることにはおおむね反対なのであります。自分で勝手にやりたいという考え方の方が強いのであります。中小企業の方はそれで困るということで先頭を切つて作られる、できたといふ縦縛から見ましても、私は決して一、二の大企業、あるいは少數の大企業が大株主になつておられないのじやないかといふように判断をいたしましたが、今後のこの指定機関の設立につきまして、この法律の書き方でもごらん願いますように、適法な共同行為を基礎にしてできます。關係上、一、二の大メーカー、あるいは大輸出業者が牛耳るというような体制には私はならないと思つております。

○政府委員(松尾泰一郎君)　この際、今まで私が質問いたしましたような、将来この懸念が具体的な問題として出ないようになりますが、たとえば、一番現在活動に活動をいたしております東京鮑詰会社、これはマグロカン詰の一手購入をいたしておりますのであります。必要であり、かつ適当と役所が判断をするもの、この判断の基準といたしましては、現行法によります。この輸出価格に関しまして規制命令をもつとして、輸出価格の維持安定定の仕向地について定めるものとすると、たゞ漫然とそういう意図をもつて会社ができたということではいけないのであります。必要があります。必要であり、かつ適当とあると認められるときに、その当該特定の種類の貨物、當該法人及び当該特定の仕向地について定めるものとすると、たゞ漫然とそういう意図をもつて会社ができたということではいけないのであります。必要であり、かつ適当とありますように、業界からそういう申し入れといふか、そういう空気がでてきて、たゞ漫然とそういう意図をもつて会社ができたということではいけないのであります。必要であり、かつ適当とありますように、業界からそういう申し入れといふか、そういう空気ができて、たゞ漫然とそういう意図をもつて会社ができたということではいけないのであります。必要であり、かつ適当とありますように、業界からそういう申し入れといふか、そういう空気ができて、たゞ漫然とそういう意図をもつて会社ができたということではいけないのであります。必要であり、かつ適当とありますように、業界からそういう申し入れといふか、そういう空気ができて、たゞ漫然とそういう意団をもつて会社ができたということではいけないのであります。必要であり、かつ適当とありますように、業界からそういう申し入れといふか、そういう空気ができて、たゞ漫然とそういう意団をもつて会社ができたということではいけないのであります。必要であり、かつ適当とありますように、業界からそういう申し入れといふか、そういう空気ができて、たゞ漫然とそういう意団をもつて会社ができた

ほど参考人の中から中国は除外してもいいたい、要するに中共貿易は始まつたばかりで実績もないのだから、今直ちに買取機関でやつしていくことは、実際に合わぬと思うという意味から、除外の希望があつたのであります。が、これに對してはどういうふうに考えておられますか。

○政府委員(松尾泰一郎君) 確かに先ほど來参考人の言われましたように、中共地区につきましては、まだ本格的な貿易は始つておらぬと申してもいいのかもしませんし、また、ああいう特殊の地域であります関係上、今あげましたような十一の商品に該當するものは比較的出でないような次第でござります。そこで、この法律の建前といたしましては、中共に対しましては、中共を除くといふ申し出も、そういう申し出があれば、われわれの方で指定はできる建前ではございまさる。

○政府委員(松尾泰一郎君) 確かに先ほど來参考人の言われましたように、中共地区につきましては、まだ本格的な貿易は始つておらぬと申してもいいのかもしませんし、また、ああいう特殊の地域であります関係上、今あげましたような十一の商品に該當するものは比較的出でないような次第でござります。そこで、この法律の建前といたしましては、中共に対しましては、中共を除くといふ申し出も、そういう申し出も、その必要はないのではないかといふように考へております。

○豊田雅孝君 最後に一つお尋ねしておきたいと思いますのは、買取機関と検査機関との関係でございますが、買取会社が買い取る場合には、輸出検査完了後の商品を買い取るのかどうか、その点から承りたい。

○政府委員(松尾泰一郎君) まあ、検査をしてから買い取るという場合が、大部分の場合になるのではないかと私は思うわけでございます。輸出注文を受けずに、メーカーがいわゆる見越し生産といいますか、そういう生産をやる場合も若干あるかと思います。それは思つわけでございます。

○政府委員(松尾泰一郎君) まあ、検査をしてから買い取るという場合が、買取会社が買い取る場合には、輸出注文を受けずに、メーカーがいわゆる見越し生産といいますか、そういう生産をやる場合も若干あるかと思います。それは思つわけでございます。

○政府委員(松尾泰一郎君) ちょっとと今の御質問が……。

○豊田雅孝君 輸出検査がすんでいる品物であるけれども、一手買取会社が買うという場合には、会社としてさらには検査をするかといふ質問です。

○政府委員(松尾泰一郎君) 会社といつたましても、業務の安全から考案すれば、検査を受けないものを買うと

いうことは非常に危険を伴うわけでありますから、とてもそういうことは、それはできないんじやないかと、検査を受けたものを、また会社が検査をするならば、業務が作つた会社である

いたしましては、中共を除くといふ申し出も、もし必要が起つた場合には、業界からそれをやりたいといふうな要求のあつた場合には、われわれはそれを受けて立つといふ申し出も、確かに現在中共に出ております。

○政府委員(松尾泰一郎君) 今、買取会社があるから通すと、そのことを頭に置いて、指定機関を通して注文をするといふうなことになる場合が差しあたりは多い

注文にいく、その段階において指定機関を通すということを頭に置いて、指定機関を通して注文をするといふうなことになる場合は、当然その検査に合

格するという条件で引き取るというのではないか。指定機関としましては、あまり見越し生産をしたものが多くあります。確かに現在中共に出ております。

○政府委員(松尾泰一郎君) 現在は検査品目になつておりますものは、事前の検査を受けたものを会社が引き取つてあるといふのが大部分であります。

○政府委員(松尾泰一郎君) 今、買取会社があるから通すといふうなことになりますと、金融その他にも非常に困るといふうな場合が多くあります。

○政府委員(松尾泰一郎君) まあ、つまりは、メー

カーに返さずといふうなことになりますが、大部分は注文を受けてから、輸出が確定してか

対象にして実は考へていなかつたわけあります。アメリカその他の主としろ観點から考へたのでございまして、現在の自由諸国を対象にしまして、現在の過当競争をいかにして防止するかといふように考へております。

○政府委員(松尾泰一郎君) そうじやがその輸出品を作つたその場で検査を受け、この機関に手渡して行くといふように考へております。しかし、て、中共、ソ連に対して必要が起る場合に、その必要はないのではないかといふふうに考へておりますが……。

○政府委員(松尾泰一郎君) そうすると検査合格品

場合には、また買うという場合には、もう二重検査になるわけですね。

○政府委員(松尾泰一郎君) そうすると検査合

格品に対するときに検査をやるから、これ

はもう二重検査になるわけですね。

○政府委員(松尾泰一郎君) その会社とく、国内商品でも取引所があるわけですが、いわゆる検査収納というのをあらためてやるわけですか。

○政府委員(松尾泰一郎君) ちょっとと今の御質問が……。

○政府委員(松尾泰一郎君) 輸出検査がすんでいる品物であるけれども、一手買取会社が買うという場合には、会社としてさらには検査をするかといふ質問です。

○政府委員(松尾泰一郎君) 会社といつたまでも、業務の安全から考案すれば、検査を受けたものを、また会社が検査をするならば、業務が作つた会社である

いたしましては、中共を除くといふ申し出も、もし必要が起つた場合には、業界からそれをやりたいといふうな要求のあつた場合には、われわれはそれを受けて立つといふ申し出も、確かに現在中共に出ております。

○政府委員(松尾泰一郎君) 今、買取会社があるから通すと、そのことを頭に置いて、指定機関を通して注文をするといふうなことになる場合は、当然その検査に合

格するといふうなことになりますと、金融その他にも非常に困るといふうな場合が多くあります。

○政府委員(松尾泰一郎君) 今、買取会社があるから通すといふうなことになりますが、大部分は

に安全を期しますれば、会社が引き取ります前に輸出品検査法による検査を行つたままで、現状から考へたのでございまして、現在の検査を受けているか、いかとくと、それが輸出検査法に基く検査を受け、この機関に手渡して行くといふふうに考へております。しかし、この機関だけとは言い切れないのですが……。

○政府委員(松尾泰一郎君) そうじやがその輸出品を作つたその場で検査を受けたものを、会社がどつつかと申しますと無条件に引き取つてある。だからこの指定機関としては、……まだ指定機関じやございませんが、今の共販機関はほとんど一文句で引き取つてゐることです。

○政府委員(松尾泰一郎君) だんだん指定機関制度が法律で認められていくと、なるべく少くせよといふことの希望も参考からあつたわけですが、順次ふえてもいくのでしょうかが、しかも一面に

おいては、日本の商品といふのは常に二重検査といふことにならうかと思つてございますが、そういうふうに考へます。

○政府委員(松尾泰一郎君) そうすると検査合

格品に対するときに検査をやるから、これが二重検査になるわけですね。

○政府委員(松尾泰一郎君) 先般御審議を願いました輸出品検査法による検査機関は公益法人でありまして、何と申しますか第三者的な機関、こういうわけでございます。その公正な検査をやるという建前で御審議願つた。今度の株式会社は、輸出業者とメーカーとの間にそれぞれが出資をしてできるのである。いわばメーカーの代弁者でありますので、検査機関とは性格がおのずから違うわけでありまして、従いましてこの買取機関としては、もちろんある程度の検品という必要もあるうかと思いますが、検査機関による検査の方が、より公正に第三者的に行われるべきものだというふうに判断をしておるわけです。一般の法律もそういう趣旨にござつておる。従いまして二重検査の起らぬないように、それによって非常に取引が阻害されないようには十分いたさなければならぬかと思ひますが、この指定機関に輸出品検査法による検査までもさせるのは、あの輸出品検査法の趣旨に反する。やはり何と申しますか、もちはもち屋で、検査機関は民間の第三者的な公正な公益法人である。これはそれぞれの業界の検査機関だといふに御了解を願つたらいいんじゃないかなと思います。

○豊田雅孝君 この買取会社は先ほど来て会社組織でいくといふけれども、実際は公共性を持たせるように運営もしている、監督もしようといふことになつておるわけでありまして、それなりに法律もできるだけはやつていくような仕組みになつておるわけですね。

そうなると、一方民間の指定機関で検査をしたものと、さらにこの会社の方では検査をやる、それでそこで不合格品が出たりすると、その指定の間にそれが出資をしてできるのがあります。いわばメーカーの代弁者であります。場合によれば輸出業者があるいは両方であるかという場合でありますので、検査機関とは性格がおかしくなります。そこで、明らかに、あるいは両方であるかという場合でも、検査機関は、さうしてこれは将来の問題ですけれども、一手買取りの、しかも輸出品の買取りということになると、これは検査について一つの機関でやるようになりますが、私は相当実際問題として出され方が、私は相当実際問題として出されるのじやないか、それでないと、はつきり区別は一応はせられておるけれども、実際問題としては二重検査になつたりして、妙な結果になる、しかも経費の乱費がそこに出てくるといつて、私は慎重に研究をしてもらいたいとは思ひますので、御参考になります。

○政府委員(長谷川四郎君) この会社ができるまでも、二重検査といふものは、私はないといふに考えておるのであります。なぜならば検査から発着地まで、全部発着地で品物が引き渡されるということになるわけであります。一手買入機関があつて、途中で買入機関の倉庫に入れて、さらにこれが発送するということは、おそらくないと思います。必ずや申し上げましたように、最終地点までいつて、その一手買取機関が抜き取り検査をするといふに、最終地点までいつて、その一手買取機関が抜き取り検査をするといふこともあるでしょう。百個のうち何個かを抜き取り検査をする。こういうふうなことはあつてしかるべきものだと思うが、全部を二重検査するといふと思います。必ずや申し上げましたように、最終地点までいつて、これについては、私はこの程度まあ質問いたしておきまして、御研究を願つておけば

ういうふうに私は解釈しております。

なことはおそらくない、こういうふうに私は考えております。

○豊田雅孝君 その点は輸出検査後のもを買取会社で買取るのですが、ならないときは、やはり買取会社まで影響してくるでしょう。そういう際に、やはり買取会社が自己防衛といふか、会社経営の立場から、やはり自分で検査をやらなければいかぬ場合が実際にできやしないか。しかしそうでなく、もう建前上、買取会社が一手買取りにおいて、全部自分が検査を行なうのだといふことになれば、それはまたはつきりする。そうでなく輸出検査後のものを買取るといふことになると、これは今私の申しますようないふうな二重検査になつてくる。検査の性格は違うかも知れないですけれども、実質的には二重検査になつてくる問題が出てくるのではないかといふに思ひます。ですが、その点どうですか。

なるのであります。そこまでやることになると、先ほど冒頭に豊田先生がこつちに呼んでやるのか、それに関連して問題の指紋の問題がひつかつておるわけあります。これがどの程度今法務省との間などで話がついてきておるのか、こういう見通しについて、率直にこの際伺つておきたいと思います。

○政府委員(松尾泰一郎君) この第四次の通商協定を、東京でやりますか、現地でやりますかの問題につきましては、関係のいわゆる三団体の間で協議を願う問題であつて、われわれの方からとやこう言ふべき筋合のものではありませんか。かかるかと思つております。が、一度はお聞きの伺つておるところによりますと、基本的な問題は現地で交渉をされ、あとトレード・プラン等につきましては、それを統いて東京で交渉をされた方が、都合がいいのではないかといふふうに考えられているようになります。

われわれの場合は、なかなかかと思つておられるだけあります。われわれの合格品だといふわけで、勢い忙しいときはやらないけれども、ちょっとでは、抜き取り検査しかやつておらぬので、不安を感じるだらうと思う。それの合格品だといふわけで、勢い忙しいときはやらないけれども、ちょっとでは、抜き取り検査しかやつておらぬので、不安を感じるだらうと思う。そのではないかといふに思ひます。ですが、その点どうですか。

○政府委員(長谷川四郎君) 先日御審議になつた検査法あれによつて検査を受けしていく、ですから申し上げましたように、最終地点までいつて、その一手買取機関が抜き取り検査をするといふこともあるでしょう。百個のうち何個かを抜き取り検査をする。こういうふうな問題が出てくるのであつて、これらの問題が出てくるのと、双方とも政府の強い監督を受ける機関相互間に、検査をめぐつていろいろの問題が出てくるのであつて、これらは、私はこの程度まあ質問いたしておきました。それで、御研究を願つておけば

思ひます。

それともう一点、最後にこの点だけ伺つておきたいのです。日中貿易が近く第三次貿易協定の期限満了になるわけあります。五月三日に満了するといふわけですが、こ

題はあまり進捗していないよう伺つております。

○理事(近藤信一君) ちょっと速記をとめて……。

【速記中止】

○理事(近藤信一君) 速記を始めて下さい。

それでは本案につきましては、本日はこの程度にとどめまして、次回さらには質疑を継続することにいたします。別に、御発言もなければ、次回は明五月八日午前十時から開会することとして、本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十五分散会